

国立大学法人東京農工大学事務組織規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(監査室)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(課長)</p> <p>第14条 第5条第2項から第4項までに掲げる課に、課長を置く。</p> <p>2 課長は、上司の命を受け、課の事務を処理する。</p> <p>(調整役)</p> <p><u>第14条の2</u> 府中地区事務部及び小金井地区事務部に、調整役を置くことができる。</p> <p>2 調整役は、事務部長の命を受け、地区の事務を処理する。</p> <p><u>(特定の職務を担当する課長)</u></p> <p><u>第15条</u> 事務局に、特定の職務を担当する課長を置くことができる。</p> <p>(室長)</p> <p>第16条 第6条から第9条までに規定する室に、室長を置く。</p> <p>2 室長は、上司の命を受け、室の事務を処理する。</p> <p><u>(監査室副室長)</u></p> <p><u>第16条の2</u> 監査室に、監査室副室長を置くことができる。</p> <p><u>2 監査室副室長は、上司の命を受け、監査室の事務を処理する。</u></p> <p>(副課長)</p> <p>第17条 課に、副課長を置くことができる。</p> <p>2 副課長は、上司の命を受け、課の事務を処理する。</p> <p>(専門員)</p> <p>第18条 課等に、専門員を置くことができる。</p>	<p>本則</p> <p>(監査室)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 監査室に、副室長を置くことができる。</u></p> <p><u>5 副室長は、上司の命を受け、監査室の事務を処理する。</u></p> <p>(課長)</p> <p>第14条 第5条第2項から第4項までに掲げる課に、課長を置く。</p> <p>2 課長は、上司の命を受け、課の事務を処理する。</p> <p>(調整役)</p> <p><u>第15条</u> 府中地区事務部及び小金井地区事務部に、調整役を置くことができる。</p> <p>2 調整役は、事務部長の命を受け、地区の事務を処理する。</p> <p>(削る)</p> <p>(室長)</p> <p>第16条 第6条から第9条までに規定する室に、室長を置く。</p> <p>2 室長は、上司の命を受け、室の事務を処理する。</p> <p>(削る)</p> <p>(副課長)</p> <p>第17条 課に、副課長を置くことができる。</p> <p>2 副課長は、上司の命を受け、課の事務を処理する。</p> <p>(専門員)</p> <p>第18条 課等に、専門員を置くことができる。</p>	<p>第16条の2を第3条に統合</p>

<p>2 専門員は、上司の命を受け、課等の事務を処理する。 (係長及び主任)</p> <p>第19条 課等の係に、係長を置く。</p> <p>2 課等に、主任を置くことができる。</p> <p>3 係長は、上司の命を受け、係の事務を処理する。</p> <p>4 主任は、上司の命を受け、課等の事務を処理する。</p> <p><u>(特定の職務を担当する係長)</u></p> <p><u>第20条 課等に、特定の職務を担当する係長を置くことができる。</u></p> <p>(専門職)</p> <p><u>第20条の2</u> 課等に、専門職を置くことができる。</p> <p>2 専門職は、上司の命を受け、課等の事務を処理する。</p> <p>(新設)</p>	<p>2 専門員は、上司の命を受け、課等の事務を処理する。 (係長及び主任)</p> <p>第19条 課等の係に、係長を置く。</p> <p>2 課等に、主任を置くことができる。</p> <p>3 係長は、上司の命を受け、係の事務を処理する。</p> <p>4 主任は、上司の命を受け、課等の事務を処理する。</p> <p>(削る)</p> <p>(専門職)</p> <p><u>第20条</u> 課等に、専門職を置くことができる。</p> <p>2 専門職は、上司の命を受け、課等の事務を処理する。</p> <p><u>(特定の職務を担当する事務職員)</u></p> <p><u>第20条の2 事務局又は課等に、特定の職務を担当する第14条から第20条までに規定する事務職員を置くことができる。</u></p> <p><u>2 前項に規定する事務局に置かれる事務職員に対し、事務局長以外の特定の上司を定めることができる。</u></p> <p><u>3 第1項に規定する事務職員は、上司の命を受け、特定の職務を処理する。</u></p>	<p>事務局又は課等に、特定の職務を担当する事務職員を置くことができるようにするための改正</p>
---	--	---

附 則 (令和3年10月4日規程第46号)

この規程は、令和3年10月4日から施行し、令和3年10月1日から適用する。